株式会社　西四国マツダ　一般事業主行動計画

【女性活躍推進法・次世代育成支援法　一体型】

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、男女ともに全社員が活躍できる環境の整備を行うために、行動計画を策定する。

1. 計画期間　令和７年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの３年間

2. 内容

【目標１】

計画期間における男性の平均育児休業取得率を 50%以上とする。

＜対策＞

・令和７年４月～　イントラネットを活用し、育児休暇制度の法改正の内容を随時周知する

・令和７年 10 月～　育児休暇取得に関する研修会（年１回）を希望者及びマネジメント層に実施し、理解度を深める

【目標２】

従業員一人当たりの時間外・休日労働時間の平均を各月２０時間未満とする。

＜対策＞

・令和７年４月～　業務の一部を関係会社に随時移管することで業務のスリム化を行い、人的リソースを増やすことで残業時間の低減を図る

・令和７年 10 月～　四半期ごとに残業時間を確認し、定期的な個人面談により業務状況の確認・見直しを行う。

【目標３】

女性管理職を１名増加させる。

＜対策＞

・令和７年５月～　昇格者研修を実施し、向上心の高い女性社員の上級社員登用に努める

・令和７年５月～　月１回キャリアミーティングを実施し、成長を上長とスタッフで確認し、キャリアアップに繋げる